

## 2. 農業農村整備事業負担割合一覧表

(1) 県営 農業農村整備事業の負担割合について(その1)

平成23年4月1日現在

事業名	区分	負担割合				県負担率 引上げ ライン H18時点	ガイドライン				条件等	備考	
		国	県	市町村	その他		国	県	市町村	その他			
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	一般型(国営付帯含む) (旧県営かんがい排水事業)	~H22に新規採択された地区に適用	50	30	10	10	50	25	10	15		
			H23~に新規採択された地区に適用	50	25	10	15	50	25	10	15	H23年度から継続地区に適用	
		一般型 (新農業水利システム保全整備事業)		50	25	10	15	50	25	10	15		
		排水対策特別型 (旧地域水田農業支援排水対策特別事業)	~H22に新規採択された地区に適用	50	30	10	10	50	25	10	15		
		H23~に新規採択された地区に適用	50	25	10	15	50	25	10	15	H23年度から継続地区に適用		
	基幹水利施設保全型	対策工事	~H22に新規採択された地区に適用	50	30	10	10	50	25	10	15		
			H23~に新規採択された地区に適用	50	25	10	15	50	25	10	15	H23年度から継続地区に適用	
機能保全計画策定		県管理施設		50	50	—	—	50	25	10	15	従前の補助率を適用 (現行どおり)	
	県管理施設以外		50	25	—	—	50	25	10	15	従前の補助率を適用 (現行どおり)		
	地域用水機能増進型		50	25	—	—					H23年度以降新規採択予定地区から適用		
基幹水利施設管理事業	県管理施設		30	70	—	—	30					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
	県管理施設(利水のみ)		30	30	20	20	30					H22年度以降新規採択予定地区から適用	
地域水ネットワーク再生事業	県保有水利権		50	50	—	—	50					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
農地整備事業(経営体育成型) ・戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・地域自主戦略交付金	旧経営体育成基盤整備事業 一般型	~H17に新規採択された地区に適用	50	32.5	10	7.5	50	27.5	10	12.5			
	旧経営体育成基盤整備事業 一般型(中山間地域等)	~H17に新規採択された地区に適用	55	32.5	5	7.5						H23年度から継続地区に適用	
	旧経営体育成基盤整備事業 一般型	H18~H22に新規採択された地区に適用	50	30	10	10	50	27.5	10	12.5			
	旧経営体育成基盤整備事業 一般型(中山間地域等)	H18~H22に新規採択された地区に適用	55	30	5	10						H23年度から継続地区に適用	
	旧経営体育成基盤整備事業 一般型	H23~に新規採択された地区に適用	50	27.5	10	12.5							
	旧経営体育成基盤整備事業 一般型(中山間地域等)	H23~に新規採択された地区に適用	55	27.5	7.5	10						H23年度から継続地区に適用	
	旧経営体育成基盤整備事業 面的集積型	~H22に新規採択された地区に適用	50	30	10	10	50	27.5	10	12.5			
	旧経営体育成基盤整備事業 面的集積型(中山間地域等)	~H22に新規採択された地区に適用	55	30	5	10	55	27.5	10	7.5		H23年度から継続地区に適用	
	旧経営体育成基盤整備事業 面的集積型	H23~に新規採択された地区に適用	50	27.5	10	12.5							
	旧経営体育成基盤整備事業 面的集積型(中山間地域等)	H23~に新規採択された地区に適用	55	27.5	7.5	10							
	旧経営体育成基盤整備事業 農業生産法人等育成型		50	27.5	10	12.5	50	27.5	10	12.5			
	旧経営体育成基盤整備事業 農業生産法人等育成型(中山間地域等)		55	27.5	7.5	10	55	27.5	10	7.5			
	旧ほ場整備事業 一般型大区画						50	27.5	10	12.5		H22時点の継続地区は完了まで 従前の補助率を適用	
	旧ほ場整備事業 担い手育成型	~H12に新規採択された地区に適用	50	35	10	5	50	27.5	10	12.5			
旧ほ場整備事業 担い手育成型(中山間地域等)	~H12に新規採択された地区に適用	55	35	5	5						H23年度から継続地区に適用		
旧ほ場整備事業 担い手育成型	H13~H14に新規採択された地区に適用	50	32.5	10	7.5	50	27.5	10	12.5				
旧ほ場整備事業 担い手育成型(中山間地域等)	H13~H14に新規採択された地区に適用	55	32.5	5	7.5						H23年度から継続地区に適用		
農地開発事業			50	27.5	—	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
広域営農団地農道整備事業	広域営農団地農道型		50	36	14	—	50					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
県営一般農道整備事業	一般地域		50	25	25	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	樹園地		50	25	25	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	農業集落を結ぶ農道		50	25	25	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
農道保全対策事業	旧農道環境整備事業						45					H22時点の継続地区は完了まで 従前の補助率を適用	
	一般地域		50	25	25	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	豪雪地帯		50	25	25	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
基幹農道整備事業	旧農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業		50	11/30	4/30	—	50					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業		50	25	—	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	歴史的施設保全事業		50	25	—	—	50					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
中山間地域総合整備事業	生産基盤整備		55	30	15	—	55	30	10	5		H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	生産基盤整備以外		55	30	15	—	55					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
農村振興総合整備実施計画費			50	25	25	—	50					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
農業農村整備事業実施計画費			50	25	25	—	50					従前の補助率を適用 (現行どおり)	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	旧里地棚田保全整備事業		55	30	15	—	55					H23年度以降新規採択予定地区から適用	
防災ダム事業	防災ため池(大規模)	受益面積100ha以上 かんがい面積40ha以上	55	34	11	—	34	55	34	11	—	従前の補助率を適用(現行どおり ガイドライン適用)	

(1) 県営 農業農村整備事業の負担割合について(その2)

平成23年4月1日現在

事業名	区分	負担割合				県負担率 ガイド ライン H18時点	ガイドライン				条件等	備考		
		国	県	市町村	その他		国	県	市町村	その他				
ため池等整備事業	ため池整備(大規模)	100ha以上		55	28	17	28	55	28	11	6	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
	ため池整備(小規模)	40ha以上100ha未満		50	33	17	33	50	33	11	6	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
		2ha以上40ha未満		50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
	ため池整備(利活用保全整備)			50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
	用排水施設整備(大規模)	400ha以上		55	28	17	28	55	28	11	6	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
		用排水施設整備(小規模)	200ha以上400ha未満		50	33	17	33	50	33	11	6	H23年度以降新規採択予定地区から適用	
	20ha以上200ha未満		50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用			
	用排水施設整備(土砂崩壊)	5ha以上		50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
	湖岸堤防	200ha以上		50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
	ため池緊急防災対策	1,000m3以上		50	29	21	29	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用		
河川応対(大規模)	1億円以上		55	37	8	—	37	55	37	8	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)		
	河川応対(小規模)	5千万円以上		50	42	8	—	42	50	42	8	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)	
5千万円未満		50	32	18	—	32	50	32	18	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)			
湛水防除事業	(大規模)	400ha以上		55	37	8	—	37	55	37	8	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)	
	(小規模)	300ha以上400ha未満		50	42	8	—	42	50	42	8	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)	
		基幹施設 30ha以上300ha未満	50	37	13	—	37	50	37	13	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)		
その他 30ha以上300ha未満	50	32	18	—	32	50	32	18	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)				
水質保全対策事業	(県営)			50	34	16	—	34	50	34	16	—	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)	
特定農業用管水路等特別対策事業			50	35	10	5	35	50	35	10	5	従前の補助率を適用(現行どおりガイドライン適用)		
農村災害対策整備事業	整備工事	生産基盤整備	50	29	14	7	—	—	50	29	14	7	H23年度以降新規採択予定地区から適用	
		生産基盤整備(条件不利地域)	55	29	14	2	29	55	29	14	2	H22年度以降新規採択予定地区から適用		
	調査計画			50	25	25	—	—	50	29	14	7	従前の補助率を適用(現行どおり)	
地すべり対策事業	防止工事			50	50	—	—	—	50				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	補修工事	1/3	2/3	—	—	—	—	1/3					従前の補助率を適用(現行どおり)	
海岸保全施設整備事業	高潮対策			50	50	—	—	—	50				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	高潮対策(離島)			55	45	—	—	—	55				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	浸食対策			50	50	—	—	—	50				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	浸食対策(離島)			55	45	—	—	—	55				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	局部改良	1/3	2/3	—	—	—	—	1/3					従前の補助率を適用(現行どおり)	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	—	—	1/3					従前の補助率を適用(現行どおり)	
	海岸保全施設補修統合補助	1/3	2/3	—	—	—	—	1/3					従前の補助率を適用(現行どおり)	
災害復旧事業	農地			50	—	—	42	8	50				従前の補助率を適用(現行どおり)	
	農業用施設			65	—	—	27	8	65				従前の補助率を適用(現行どおり)	
災害防止事業	農業用施設等災害関連			50	32	18	—	29	50	29	14	7	従前の補助率を適用(現行どおり)	

(2) 団体営 農業農村整備事業の負担割合について

平成23年4月1日現在

事業名	区分	負担割合				備考
		国	県	市町村	その他	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (旧基盤整備促進事業)	基盤整備	50	0	50		H22年度以降新規採択予定地区から適用
	基盤整備					完了まで従前の補助率を適用
	農用地集団化事業の内換地等調整と交換分合	50	0	50		現行どおり
	地形図作成業務	50	0	50		現行どおり
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (旧基盤整備促進事業) 中山間地域	基盤整備	55	0	45		現行どおり
	基盤整備					H22時点の継続地区は完了まで従前の補助率を適用
	農用地集団化事業の内換地等調整と交換分合	55	0	45		現行どおり
	地形図作成業務	55	0	45		現行どおり
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(旧新山村振興等農林漁業特別対策事業)		45~55	0	55~45		現行どおり
集落基盤整備事業	農業生産基盤整備全般 集落土地基盤整備、農村生活環境基盤整備のうち農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、地域資源利活用施設整備	50	1	49	-	H20年度以降新規採択予定地区から適用
	~H19に新規採択された地区に適用					完了まで従前の補助率を適用
	農村生活環境基盤整備のうち上記を除く工種	50	1	49	-	H20年度以降新規採択予定地区から適用
農集排水事業	整備又は改築	50	-	50	-	現行どおり(市町村営)
	調査及び計画の策定	50	1	49	-	現行どおり(市町村営)
	最適整備構想の策定	100	-	-	-	現行どおり(市町村営)
農業集落排水整備推進交付金事業	農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合を対象に、事業費に対する右記の割合の額を交付	-	1%以内	-	-	H22年度以降新規採択予定地区から適用
	~H21に新規採択された地区に適用	-	15%以内	-	-	交付完了まで従前の補助率を適用
	~H12に新規採択された地区に適用	-	18%以内	-	-	交付完了まで従前の補助率を適用
中山間地域総合整備事業	基盤整備	55	1	44		現行どおり
	施設整備	55	1	44		現行どおり
農村環境計画策定事業	農村環境現況調査	50	-	50		現行どおり
	農村環境計画の策定					
ため池等整備事業	ため池(5ha以上)	50	1	49		現行どおり
特定農業用管水路等特別対策事業		50	1	49		現行どおり
国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	60	1	-	39	現行どおり
	管理体制整備型(推進・支援事業)	50	1	49	-	H20年度以降新規採択予定地区から適用
	管理体制整備型(計画策定事業)	50	50	-	-	
水質保全対策事業	(団体営)	50	34	16	-	現行どおり
水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	対策工事	50	15	35		H23年度以降新規採択予定地区から適用
新農業水利システム保全対策事業		50	1	49		H19年度以降新規採択予定地区から適用 栗駒ダムに関しては市町村負担なし
土地改良施設維持管理適正化事業	適正化、改善対策、緊急補修	30	30	40		現行どおり

(3) 団体営(県単) 農業農村整備事業の負担割合について

平成23年4月1日現在

事業名	区分	負担割合				備考
		国	県	市町村	その他	
土地改良施設機能診断事業		-	30	30	40	現行どおり
農業用ため池整備事業						H19年度廃止